

平成24年度 紀美野町立学童保育所募集要項

1 学童保育所とは

学童保育所は、放課後において保護者の仕事や病気等の理由によって保護者の適切な保護を受けることができない児童の安全確保及び健全育成を図ることを目的として設置した施設です。

2 入所の申請ができる方

【児童の要件】平成24年4月1日現在で、町内の小学校に就学している第1学年から第3学年までの児童が対象です。

【保護者の要件】労働・疾病・障害・介護・就学等の理由により、昼間保護者（家族含む）が家庭においてお子さんの保護に当たれない場合に対象となります。

3 紀美野町立学童保育所の概要

- 野上学童保育所（定員35名、指導員3名）
動木1445番地（紀美野町立野上小学校内）
- 下神野学童保育所（定員20名、指導員2名）
神野市場217番地（紀美野町文化センター内）

保育時間 学校が終わってから午後6時まで

学校休業日（土曜・日曜・祝日は除く）は午前8時から午後6時まで

入所期間 毎年度4月1日から3月31日（原則、1年を通して通所見込みの児童）

休所日 土・日曜日、祝日、夏期（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月4日）

※学校給食のない日、学校休業日の保育には弁当が必要です。

4 保育料

月額5,000円

（但し、3月及び4月は5,800円、7月6,000円、8月7,500円になります。）

その他、おやつ代月額1,000円程度（実費）、傷害保険料（年額）800円が必要です。

減免措置（保育料のみ適用。入所承認後、保育料減免申請書を提出してください。）

- ① 生活保護世帯 … 事前の申請により免除
- ② 準要保護世帯 … 事前の申請により月額5割の減額
- ③ 同一世帯第2子以降 … 事前の申請により月額4割の減額

※学童保育所での保育期間中、児童が物品を破損させた場合、保護者の方に費用を負担していただきます。

5 入所の制限

- ① 定員に余裕がない場合
- ② 入所資格を喪失した場合
- ③ その他管理運営上不適当と認めた場合

6 入所申込受付

期間 平成24年2月1日(水)～2月17日(金)

午前8時30分～午後5時15分 <土・日・祝日は除く>

場所 紀美野町教育委員会総務学事課(役場本庁2階)、または学事・生涯学習室(文化センター事務所)

7 申込に必要な書類

- 1 学童保育所入所申請書
- 2 添付書類 申請理由を証明できる書類を添付してください。一般的には次のような書類です。

申込理由	添付書類
労働	勤務等証明書(共働きの場合父母とも) 所得証明書(共働きの場合父兄とも) 平成23年度(22年中)の所得証明
疾病	医師の診断書など
障害	身体障害者手帳または療育手帳の写し
介護	医師の診断書など

今年度、平成23年度(22年分)の所得証明が必要です。(必ず添付)

8 入所の決定

入所申請内容を審査のうえ町長が決定します。(各学童保育所には定員があるため、面接等を行う場合もあります。)

3月上旬に学童保育所入所申請結果通知書を保護者に送付します。

※入所の決定後であっても、保護者の状況が申請時の内容と異なる場合、入所を取り消すこともあります。

9 入所説明会

4月からの入所が承認された方を対象に、3月中に入所説明会を開催します。詳しくは、入所申請結果通知書とともにお知らせいたします。